

主要な改造を行う場合に適用すべき規則要件に関する事項

改正規則等

海洋汚染防止のための構造及び設備規則
鋼船規則検査要領 B 編

改正事項

主要な改造を行う場合に適用すべき規則要件に関する事項

改正理由

シングルハルトタンカーをダブルハルトタンカー又はばら積貨物船に改造する工事が増加していたことから、IACS は、このような改造の場合に適用すべき SOLAS 条約要件に関する解釈を作成し、2008 年 11 月に統一解釈 SC226 として採択した。その後、本統一解釈について IMO で審議が行われたところ、一部解釈の修正が検討されると共に、MARPOL 条約及び Load Line 条約要件の適用に関する解釈についても検討が行われた。

その結果、2011 年 5 月に開催された IMO 第 89 回海上安全委員会 (MSC89) 及び同年 7 月に開催された IMO 第 62 回海洋環境保護委員会 (MEPC62) において、シングルハルトタンカーからダブルハルトタンカー又はばら積貨物船に改造する場合の SOLAS 条約、MARPOL 条約及び Load Line 条約要件の適用に関する統一解釈が MSC-MEPC.2/Circ.10 として承認された。

今般、MSC-MEPC.2/Circ.10 に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) シングルハルトタンカーからダブルハルトタンカー又はばら積貨物船に改造する場合の MARPOL 条約要件の適用に関する解釈を規定した。
- (2) シングルハルトタンカーからダブルハルトタンカー又はばら積貨物船に改造する場合の SOLAS 条約要件（海水バラストタンク等の塗装、曳航及び係留並びに船橋視界に関する要件）の適用に関する解釈を改めた。
- (3) シングルハルトタンカーからダブルハルトタンカー又はばら積貨物船に改造する場合の Load Line 条約要件（乾舷の指定、開口、戸、通風筒、空気管等に関する要件）の適用に関する解釈を規定した。